

報道関係者 各位

【照会先】

長野労働局労働基準部監督課
課長 森 孝行
主任監察監督官 西尾 裕一郎
(電話) 026-223-0553

外国人技能実習生の実習実施者に対する

令和4年の監督指導等の状況を公表します

～約7割の事業場で法令違反、3年連続増加～

厚生労働省長野労働局（局長 ^{ひさどみ やすお} 久富 康生）では、このたび、管内の労働基準監督署が、令和4年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場）に対して行った監督指導等の状況について取りまとめましたので、公表します。

（別紙参照）

【令和4年の監督指導・送検の概要】

労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 243 事業場（実習実施者）のうち、166 事業場（68.3%）。

（ ）監督指導は、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対し実施しています。

主な違反事項は、使用する機械等の安全基準（31.3%）、労働時間（14.0%）、割増賃金（13.2%）の順に多かった。

重大・悪質な労働基準関係法令違反による送検はなかった。

外国人技能実習制度は、技能実習の適切な実施及び技能実習生の保護を図ることにより、企業などでの人材育成を通じた技能等の母国への移転により、国際協力を推進することを目的としています。

長野労働局及び管内の労働基準監督署は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

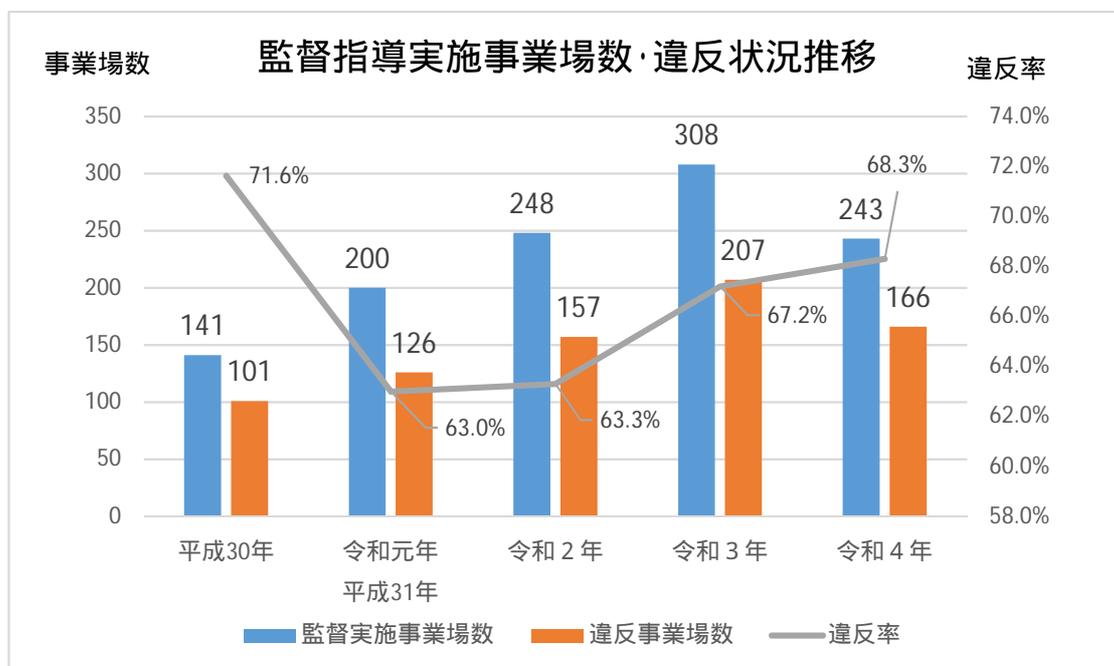
なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど、重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況（令和4年）

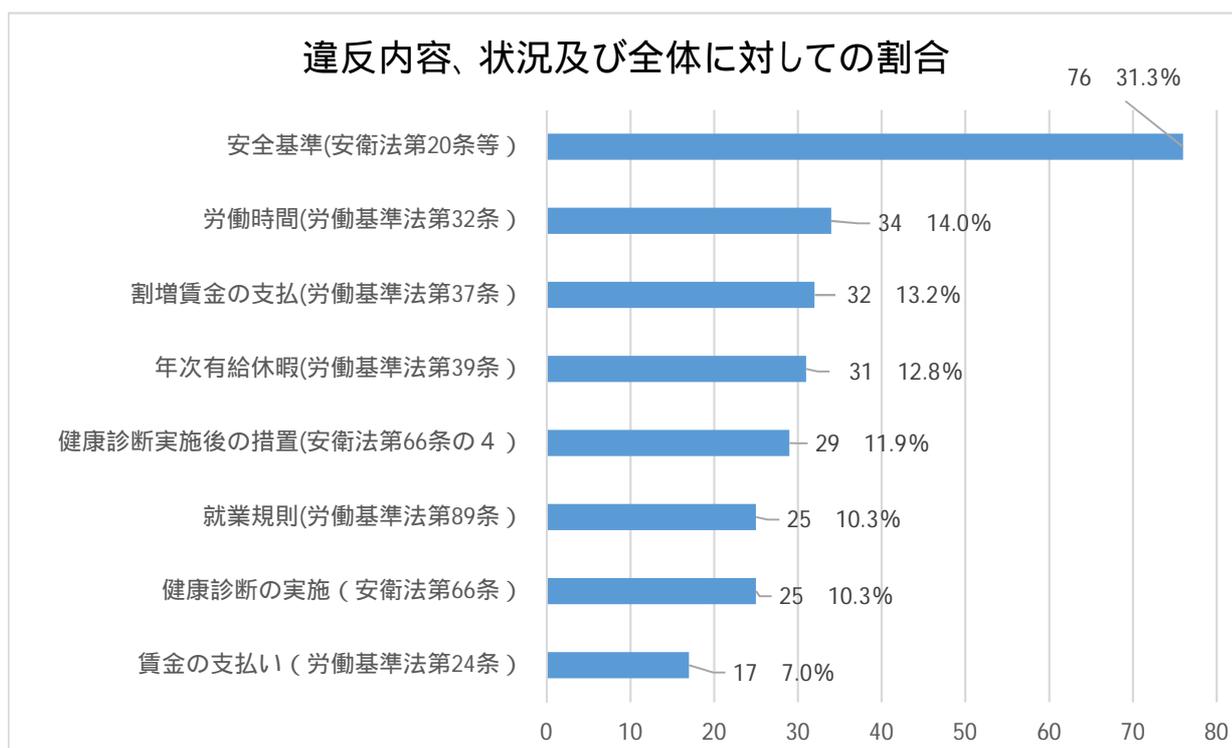
技能実習生の実習実施者に対する 監督指導等の状況(令和4年)

1 監督指導の状況

- (1) 管内の労働基準監督署において、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対して、243件の監督指導を実施し、その68.3%に当たる166件で同法令違反が認められた。
 <注> 違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に係る違反も含まれる。



- (2) 主な違反事項は、使用する機械等の安全基準(31.3%)、労働時間(14.0%)、割増賃金(13.2%)の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
機械・金属	89	51 (57.3%)	安全基準 25 (28.1%)	労働時間・年次 有給休暇 12 (13.5%)	就業規則 11 (12.4%)
食料品製造	63	45 (71.4%)	安全基準 28 (44.4%)	労働時間 11 (17.5%)	割増賃金・年次 有給休暇・健康 診断 6 (9.5%)
繊維・衣服	5	3 (60.0%)	割増賃金 1 (20.0%)	年次有給休暇 1 (20.0%)	安全基準 1 (20.0%)
建設	25	22 (88.0%)	割増賃金 10 (40.0%)	健康診断実施後 の措置 7 (28.0%)	年次有給休暇 6 (24.0%)
農業	26	18 (69.2%)	賃金 8 (30.8%)	健康診断の実施 6 (23.1%)	安全基準・健康 診断結果の記録 3 (11.5%)
<参考> 全業種	243	166 (68.3%)	安全基準 76 (31.3%)	労働時間 34 (14.0%)	割増賃金 32 (13.2%)

<注1>「主な業種」は、技能実習の計画認定件数が多い5職種(機械・金属関係職種、食料品製造業関係職種、繊維・衣服関係職種、建設業関係職種、農業関係職種)に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2>「主な業種」の内訳は、次の通り。

機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業

食料品製造・・・食料品製造業

繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業

建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業

農業・・・農業、畜産業

(4) 令和4年の監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

外国人技能実習機構の通報を契機に監督指導を実施し、違法な時間外労働の是正及び健康診断の実施を指導

(1) 概要

- 建設業(技能実習生2人在籍)において、技能実習生に 36 協定の締結なく、違法な時間外労働を行わせていた。また、技能実習生について、健康診断を実施していなかった。

(2) 労基署の対応

- 36 協定の締結・届出なく、法定時間外労働を行わせていた。
- 健康診断を実施していなかった。

勧告事項

労働基準法第 32 条(労働時間)違反

労働安全衛生法第 66 条(健康診断)違反

(3) 指導後の会社の取組

- 36 協定の締結・届出を行った。
- 健康診断を実施し、健康確保に必要な事後措置を行った。

事例 2

労働災害を契機に、監督指導を実施し、機械による危険防止措置等について指導

(1) 概要

■ 製造業で、機械の運転を停止せずに、電気配線調整作業を行っていたところ、製品が排出されるタイミングと重なってしまい、金具と製品に手を挟み、指を骨折するという労働災害が発生した。

(2) 労基署の対応

- 調整作業を行う際は、機械の運転を停止することについて是正勧告し、作業手順の遵守が不十分だったことについて指導した。

勧告事項

労働安全衛生法第 20 条第 1 号(事業者の講ずべき措置等)違反

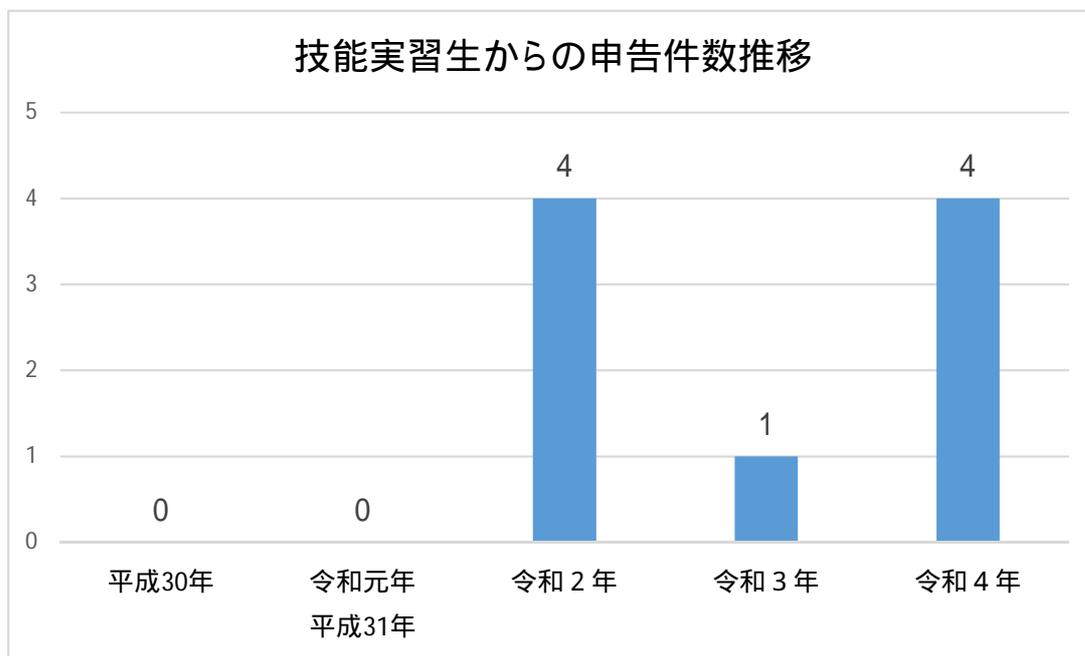
同則第107 条第1項(掃除等の場合の運転停止)違反

(3) 指導後の会社の取組

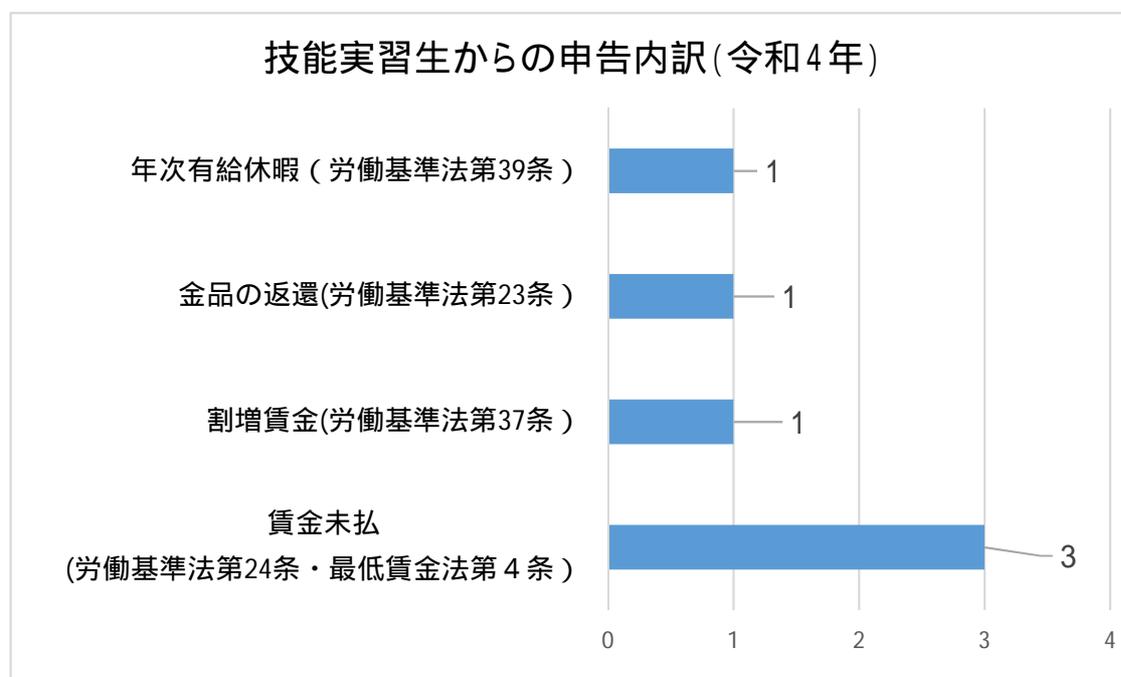
- 調整作業は、必ず機械を停止させてから行うこと・稼働中の機械に近づくことを禁止することについて、安全教育を実施した。
- 遵守事項等について、作業現場に技能実習生の母国語も含め掲示した。

2 申告の状況

(1) 技能実習生から、管内の労働基準監督署に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告の件数は、4件であった。



(2) 申告内容は、賃金不払いが3件、年次有給休暇・金品の返還及び割増賃金が各1件であった。



<注> 1件に、申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。

(3) 令和4年の申告事例には、以下のようなものがあった。

事例

賃金不払残業、賃金控除過多及び年次有給休暇未取得との申告があったもの

(1) 申告の概要

- 所定始業時刻前の労働に対して、時間外労働の割増賃金が支払われなかった。
- 賃金控除額が雇用契約書より多くなっていた。
- 年次有給休暇の取得日数が法定に足りなかった。

(2) 労基署の対応

- 使用者の明確な命令がなくとも、業務上必要な作業を行っていた場合、それが法定労働時間を超えていれば、割増賃金を支払う必要がある。
- 寮費、食費等事理明白な額を控除する場合、労使協定が必要である。
- 年次有給休暇が10日以上付与される者に対しては、その内5日間を必ず取得させなければならない。

以上を是正勧告した。

勧告事項

労働基準法第24条違反(労使協定なき賃金控除)

労働基準法第37条違反(賃金不払残業)

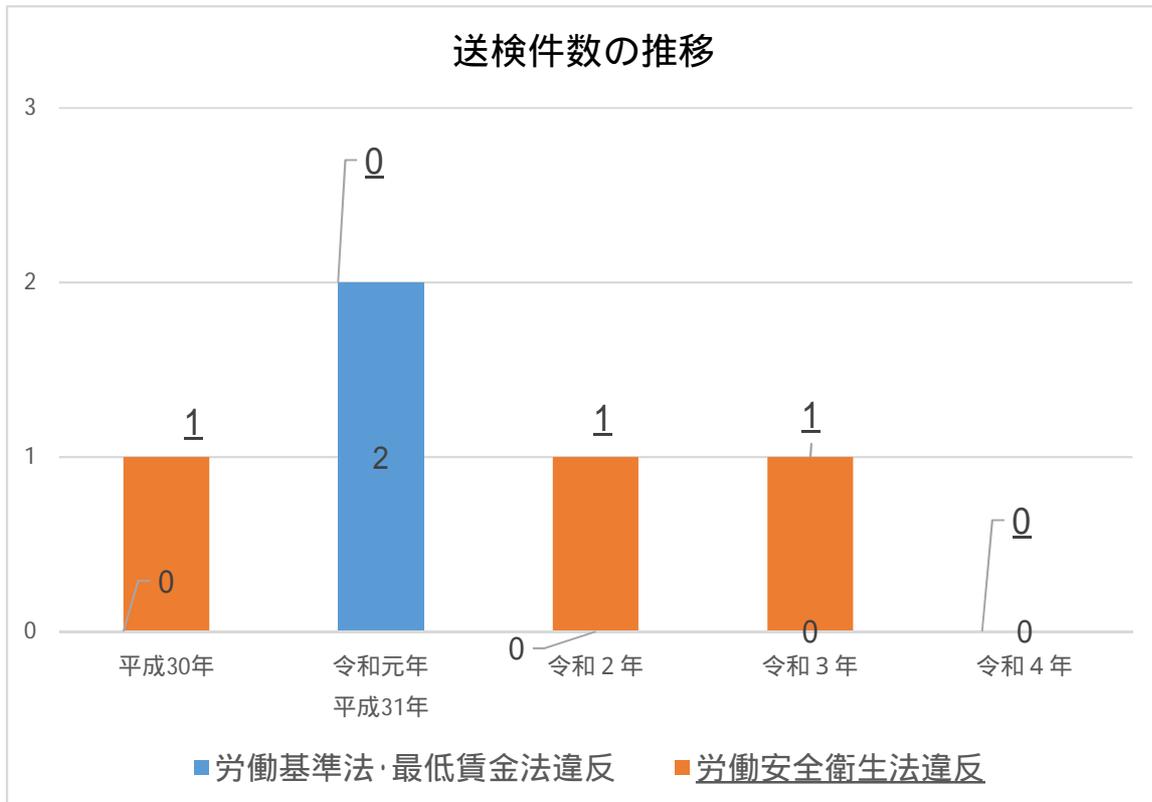
労働基準法第39条違反(年次有給休暇付与)

(3) 指導後の会社の取組

- 申告した技能実習生に対して、割増賃金のほか未払い分約80万円を支払った。
- 適切な賃金控除協定を締結した。
- 年次有給休暇付与について、懈怠がないよう改善した。

3 送検の状況

- (1) 技能実習生に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、令和4年に、労働基準監督署が送検したものはなかった。



- (2) 平成30年から令和3年の送検法条文の内訳は次の通り。

労働時間(労働基準法第32条)	2
割増賃金(労働基準法第37条)	1
労働者の就業にあたっての措置(労働安全衛生法第59条、61条)	2
健康障害を防止するための措置(労働安全衛生法第22条)	1

<注> 送検1件に、違反条文が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、送検の件数の合計と条文の件数は一致しない。

4 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報の状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、相互に通報し、合同監督・調査を実施している。
- (2) 労働基準監督機関から、出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報(1)した件数は12件、労働基準監督機関が、出入国管理機関・外国人技能実習機構から通報(2)された件数は91件であった。

なお、監督指導等の結果を相互に通報する以外にも、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関・外国人技能実習機構との合同監督・調査を行うこととしている。

- (1)労働基準監督機関から、出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案

労働基準監督機関において実習実施者に対して、監督指導を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

- (2)出入国管理機関・外国人技能実習機構から、労働基準監督機関へ通報する事案

出入国管理機関・外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

労働基準監督機関と、関係機関との相互通報の状況

